

横浜交通開発(株)駅構内店舗の管理規則

平成28年4月1日改定
横浜交通開発株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この管理規則は、横浜市営地下鉄駅構内の店舗、事務所、保育園、倉庫（以下「店舗」という。）を、円滑に管理・運営することを目的とする。

(適用)

第2条 店舗は、横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）と出店事業者間で締結している賃貸借契約書並びに消防法、その他関係法令によるほか、この管理規則の定めによる。

第2章 運営

(入退店時間)

第3条 店舗への入退店時間は、次のとおりとする。

○入店時間：地下鉄の始発時間以降（24時間営業可能な店舗は除く）

○退店時間：地下鉄の終電時間以内（24時間営業可能な店舗は除く）

(営業時間及び休業日)

第4条 店舗の営業時間及び休業日は、「必要事項届出書」（以下「様式-1」という。）により交通開発へ届け出る。また、届出内容を変更した場合も同様とする。

(入退店の確認)

第5条 店舗への入退店は、駅事務室に備え付けの取締点検簿（以下「点検簿」という。）により駅の確認を受ける。

2 入店時は、駅事務室で店舗の名称及び氏名を名乗り、点検簿を受領する。

3 退店時は、店舗内の火気取締、水道、照明、機器等の状況及び店舗の施錠を確認したことを点検簿に記載し、駅事務室に点検簿を返却する。

(店舗責任者)

第6条 店舗との連絡を円滑に行うため、店舗責任者を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、店舗責任者を変更した場合も同様とする。

(防火管理者)

第7条 消防法の定めにより、店舗の防火管理者を選任し、消防計画書を作成して所轄消防署に届け出る。また、防火管理者、消防計画書を変更した場合も同様とする。

2 所轄消防署に届出した防火管理者及び消防計画書（写）を交通開発に提出する。

3 店舗の防火管理者は、消防法の規定により店舗が設置した消火器等の消防設備の点検、維持管理を行う。また、点検時の報告書を所轄消防署に届け出るとともに、交通開発に写を提出する。

4 消防法の定めによる防火管理に関する防火対策委員会等が駅に設置されているので、店舗の防火管理者は、必ず駅と協議し、委員会等に加盟する。

(緊急連絡体制)

第8条 火災等緊急時の連絡は、「緊急時・故障時等連絡先（駅構内店舗）」（以下「連絡先」という。）により、速やかに駅に連絡する。なお、「連絡先」は電話の近くの見える位置に掲出する。

2 店舗は、緊急時の連絡または通知が可能な連絡者の住所、氏名、電話番号（携帯番号）を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、連絡者が変更になった場合も同様とする。

(商品等の搬出入)

第9条 商品等の搬出入は、駅と協議し決められた経路で行う。

2 商品等の搬出入は、駅の混雑時間帯を避け、駅利用者の迷惑とならないよう注意する。

3 商品等の搬出入にエレベーターを使用する場合は、「駅エレベーター使用願書」（以下「様式-4」という。）を事前に交通開発へ提出し、承認を得る。

4 通年でエレベーターを使用する場合は、前年度の2月末日までに「様式-4」を交

通開発へ提出し、承認を得る。

(清掃)

第10条 店舗内は毎日清掃、整理整頓を行い、防災対応、保健衛生を確保する。

2 清掃等により発生したゴミ等は、自らの責任において適正に処理する。

(駅コンコース等の使用制限)

第11条 駅コンコース等の店舗外での営業、商品等の仮置きは禁止する。

2 駅コンコース等の店舗外で営業する場合は、別途、横浜市交通局に申請し許可を受ける。

(駐車場の利用)

第12条 店舗の駐車場を駅構内に確保することができないため、店舗は必要な駐車場を近隣に確保する。

第3章 店舗の維持管理

(財産区分)

第13条 店舗に係る財産区分は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び管理区分表」による。

(維持管理区分)

第14条 店舗施設、諸設備に係る維持管理は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び管理区分表」による。

(施設保全)

第15条 店舗において、施設破損、設備故障等（店舗が設置した内装等は除く）が発生したとき、またはその恐れがあるときは「連絡先」により、速やかに交通開発に連絡する。

2 店舗内外の修繕または改修を行う場合は、「修繕等承認願書」（以下「様式-2」という。）により、原則として修繕月の2か月前の10日までに交通開発の承認を得る。

また、修繕等を行う作業責任者は、横浜市交通局が行う作業責任者認定講習を受講する。

3 店舗内外に設置されている店舗諸設備の点検、清掃等の軽易な作業を行う場合は、「作業届出書」（以下「様式-3」という。）により、原則として作業月の前月10日までに交通開発に届け出る。

(店名・広告看板等)

第16条 店舗の店名・広告看板等を新たに駅構内側に掲出する場合は、第15条第2項の定めによる。

(放送設備)

第17条 店舗には、非常放送及び駅の業務放送が入りますが、駅の業務放送が不要のときは、交通開発と協議する。

2 店舗にケーブル等を外部から引き込む場合は、第15条第2項の定めによる。

第4章 その他

(巡回)

第18条 交通開発は、随時店舗等施設の巡回を行う。

2 店舗は、巡回により交通開発から注意、指示等を受けた場合は、必ずこれに従う。

(店舗への立入り)

第19条 横浜市交通局が鉄道構造物の定期点検等で店舗内に立ち入る場合は、事前通知を行う。交通開発から定期点検等の立会を求められた場合は、店舗責任者は立ち会わなければならない。

2 緊急の場合、店舗の承諾を得ずに交通開発または横浜市交通局が店舗に立ち入ることがある。このような場合、店舗へは事後報告となる。

(管理規則の変更)

第20条 この管理規則は必要により変更する場合がある。

2 変更があった場合、その都度、管理規則を配布する。

以上